

別紙

農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン（平成18年12月15日付け18農会第1147号農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>はじめに （略）</p> <p>第1章 研究活動における不正行為に関する基本的考え方 （略）</p> <p>第2章 研究活動における不正行為の未然防止のための取組 （略）</p> <p>第3章 研究活動における特定不正行為への対応</p> <p>第1 特定不正行為 （略）</p> <p>第2 研究機関及び配分機関における体制・規程の整備及び公表 （略）</p> <p>第3 告発の受付 （略）</p>	<p>はじめに （略）</p> <p>第1章 研究活動における不正行為に関する基本的考え方 （略）</p> <p>第2章 研究活動における不正行為の未然防止のための取組 （略）</p> <p>第3章 研究活動における特定不正行為への対応</p> <p>第1 特定不正行為 （略）</p> <p>第2 研究機関及び配分機関における体制・規程の整備及び公表 （略）</p> <p>第3 告発の受付 （略）</p>

第4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

1 調査を行う機関

①～⑤ (略)

⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発に掛かる研究に対する研究費を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該配分機関が調査を行う。この場合、当該研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

⑦ (略)

2 告発に対する調査体制・方法

(略)

3 認定

(略)

第5 告発者及び被告発者に対する措置

(略)

第4章 特定不正行為に対する配分機関の措置

(略)

第5章 組織としての管理責任に対する措置

(略)

第4 特定不正行為の告発に係る事案の調査

1 調査を行う機関

①～⑤ (略)

⑥ 被告発者が、調査開始のとき及び告発された研究を行っていたときの双方の時点でいかなる研究機関にも所属していなかった場合や、調査を行うべき研究機関による調査の実施が極めて困難であると、告発に掛かる研究に対する研究費を配分した配分機関が特に認めた場合は、当該研究機関の同意を得て、当該配分機関が調査を行う。この場合、当該研究機関は当該配分機関から協力を求められたときは、誠実に協力しなければならない。

⑦ (略)

2 告発に対する調査体制・方法

(略)

3 認定

(略)

第5 告発者及び被告発者に対する措置

(略)

第4章 特定不正行為に対する配分機関の措置

(略)

第5章 組織としての管理責任に対する措置

(略)

第6章 措置内容の公表

(略)

第7章 措置内容等の公募要領等への記載

(略)

附 則

この改正されたガイドラインは、平成30年7月20日から適用する。

別表

(略)

第6章 措置内容の公表

(略)

第7章 措置内容等の公募要領等への記載

(略)

附 則

この改正されたガイドラインは、平成27年4月1日から適用する。

別表

(略)